

奈良県立万葉文化館・三重県立斎宮歴史博物館・島根県立古代出雲歴史博物館

語り継がれる 記紀万葉

第6回
三館連携
シンポジウム



日時

令和5年

11月19日 日

開場 13:00

開演 13:30

終了 17:00

会場

大社文化プレイスうらら館
だんだんホール

(島根県出雲市大社町杵築南 1338-9)

講師

- 阪口 由佳 氏 (奈良県立万葉文化館主任研究員)
- 榎村 寛之 氏 (三重県立斎宮歴史博物館学芸員)
- 品川 知彦 (島根県立古代出雲歴史博物館学芸部長)

入場無料
(要申し込み)

オンライン
同時配信

奈良県立万葉文化館・三重県立斎宮歴史博物館・島根県立古代出雲歴史博物館

第6回 三館連携シンポジウム「語り継がれる記紀万葉」

令和5年11月19日（日）

大社文化プレイスうらら館だんだんホール

（島根県出雲市大社町杵築南 1338-9）

- 13：30～ 開催挨拶 島根県立古代出雲歴史博物館 館長 多根 純
- 13：35～ 趣旨説明
- 13：50～ 三館紹介（1） 奈良県立万葉文化館の魅力
奈良県立万葉文化館 副館長 森本 哲二
- 14：00～ 講演「本居宣長と『万葉集』—飛鳥・藤原をめぐって—」
奈良県立万葉文化館 主任研究員 阪口 由佳
- 14：50～ 三館紹介（2） 三重県立斎宮歴史博物館の魅力
三重県立斎宮歴史博物館 館長 大西 宏明
- 15：00～ 講演「中・近世の伊勢神宮信仰と斎宮の位置づけについて」
三重県立斎宮歴史博物館 学芸員 榎村 寛之
- 15：50～ 休憩
- 16：00～ 三館紹介（3） 島根県立古代出雲歴史博物館の魅力
島根県立古代出雲歴史博物館 館長 多根 純
- 16：10～ 講演「近世以後の幽と顕をめぐって —伊勢・出雲・大和—」
島根県立古代出雲歴史博物館 学芸部長 品川 知彦
- 17：00 閉会

本居宣長と『万葉集』—飛鳥・藤原をめぐって—

阪口 由佳（奈良県立万葉文化館主任研究員）

1 飛鳥・藤原——上代文学（日本最古の文学作品）を生み出した場

1 ■「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」を世界遺産に

<http://asuka-fujiwara.jp/>

構成資産

【宮殿と官衙】飛鳥宮跡、飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡、大和三山

【仏教寺院】飛鳥寺跡、橘寺跡（橘寺境内）、川原寺跡、檜隈寺跡、大官大寺跡、本薬師寺跡

【墳墓（古墳）】石舞台古墳、菖蒲池古墳、牽牛子塚古墳、天武・持統天皇陵古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、高松塚古墳

2 ■飛鳥・藤原地図



1 k m



300m

3 ■ 飛鳥宮跡（「^{でんあすかいたぶきのみやあと}伝飛鳥板蓋宮跡」から 2016 年名称変更）

^{あすかおかもとのみや}飛鳥岡本宮（34 代 舒明天皇）630～636

^{あすかいたぶきのみや}飛鳥板蓋宮（35 代 皇極天皇）643～645

^{のちのあすかおかもとのみや}後飛鳥岡本宮（37 代 斉明天皇）656、

^{あすかきよみはらのみや}飛鳥浄御原宮（40 代 天武天皇）672～694

4 ■ 『古事記』…712 年成立（序文より）。上・中・下の三巻。40 代天武天皇の命で^{ひえだのあれ}稗田阿礼が^{しょうしゅう}誦習、43 代元明天皇の命で^{おおのやすまろ}太安万侶が筆録。上巻は神話、中巻は初代神武天皇～15 代応神天皇、下巻は 16 代仁徳天皇～33 代推古天皇。

・^{おおのやすまろ}太安万侶（？～723）「左京四条四坊従四位下勲五等太朝臣安万侶、癸亥の年七月六日を以て卒す。養老七年十二月十五日乙巳」（墓誌）

5 ■ 『日本書紀』…720 年成立。全三〇巻。神話から 41 代持統天皇まで。681 年天武天皇の命で皇族・臣下たちが編纂し、44 代元正天皇のとき^{とねり}舎人親王（天武の皇子）が提出。正式な漢文をめざして書かれている。

6 ■ 『万葉集』＝34 代舒明天皇（天武の父）のころをはじめとして、759 年の歌まで 4500 首あまりを収める。^{おおとものやかもち}大伴家持が編纂したと考えられている。全 20 巻。「^{そうか}雑歌・^{そうもん}相聞・^{ばんか}挽歌」という三つの分類（部立）が柱となっている。

7 ■ 『万葉集』 巻 1・1 雑歌 *21 代雄略天皇

^{はつせ}泊瀬朝倉宮に天の下知らしめしし天皇の代 ^{わかたける}大泊瀬稚武天皇

天皇の^{おほみうた}御製歌

籠もよ み籠持ち ふくしもよ みぶくし持ち この丘に 菜摘ます児
家聞かな ^な名告らさね そらみつ 大和の国は おしなべて われこそ居
れ しきなべて われこそませ われこそは 告らめ 家をも名をも

【訳】^{かご}籠よ、美しい籠を持ち、^{ふくし}掘串よ、美しい掘串を手、この丘に菜を摘む娘よ。あなたはどこの家の娘か。名は何という。そらみつ大和の国は、すべてわたしが従えているのだ。すべてわたしが支配しているのだ。わたしこそ明かそう。家がらも、わが名も。

以下、古事記・日本書紀・風土記の引用は新編日本古典文学全集（小学館）による。
万葉集の引用は奈良県立万葉文化館「万葉百科」による。

<https://manyo-hyakka.pref.nara.jp/>



2 大和三山（香具山・畝傍山・耳成山）と飛鳥・藤原

8 ■『万葉集』 卷1・2 雑歌 *34 代舒明天皇

高市岡本宮に天の下知らしめしし天皇の代 おきながたらしひひろぬかの 息長足日広額天皇

天皇の、香具山に登りて望国したまひし時の御製歌

大和には むらやま 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立ち 国見をすれば 国原は けふり 煙立ち立つ 海原は かまめ立ち立つ うまし国そ あきづしま 蜻蛉島 大和の国は

【訳】大和には多くの山があるが、とりわけてりっぱに装っている天の香具山、その頂に登り立って国見をすると、国土には炊煙がさかんに立ち、海上には鷗がしきりに飛び立っている。美しい国よ。蜻蛉島大和の国は。



9 ■伊予国風土記逸文（前田家本『釈日本紀』卷七 「天香山」条）

伊与の郡 こほりのみやけ 家 うしとら ゆ東北のかたに天山あり。天山と名くる由は 倭に天の加具山 あめ あり。天ゆ天降りし時に ふたつ 二に分かれて、片端は倭の国に あまくだ 天降りき。片端はこの くに 土に天降りき。因りて天山と謂ふ、い 本 ことのもと なり。

【訳】郡の役所より東北の方角に天山がある。天山と名付けている理由は、大和の国に天の香具山がある。その山が天から降って来たときに二つに割れて、片方は大和の国に天降った。片方はこの伊予の国に天降った。これが天山と名付けている本縁である。

10 ■『古事記』上巻 イザナミの死

故爾くして、伊耶那岐命 いざなのみこと の のりたま 詔 うつく はく、「愛 あ しき我が も なに妹 みこと の命 みこと や、子の一つ木 うつく に かは 易らむと謂ふや」とのりたまひき。乃 すなは ち御枕方 みまくらへ に匍匐 はらば ひ、御足方 みあとへ に匍匐 はらば ひて な 哭きし時に、御涙に成れる神は、香山 かぐやま の うね 畝尾 このもと の木本 いま に坐す、名は泣沢女神ぞ。 なきさはめのかみ

11■『古事記』上巻 天の石屋戸

…天の香山かぐやまの真男鹿まをしかの肩うつぬを内抜きに抜きて、天の香山の天のははかを取りて、
 占合うらなひまかなはしめて、天の香山の五百津真賢木いほつまさかきを、根こじにこじて、…
 天宇受売命あめのうずめのみこと、手次たすきに天の香山の天の日影ひかげを繫かけて、天の真拆まさきを纒かつらと為て、手
 草ぐさに結び、天の香山の小竹ささの葉を結びて、天の石屋の戸にうけ伏せて、蹈ふみと
 どろこし、神懸かむがり為て、胸乳むなちを掛かき出だし、裳もの緒おをほとに忍おし垂れしかき。爾しかく
 して、高天原たか動とみて、八百万の神共やむらに咲ひき。

12■『万葉集』 「あもりつく」 香具山

鴨君かものみこと足人の香具山の歌一首 並びに短歌

天降りつく 天の香具山（天降付 天之芳来山）・・・ （巻3・257）

或本の歌に云ふ

天降りつく 神の香具山（天降就 神乃香山）・・・ （巻3・260）

13■『万葉集』 巻1・13 38代天智天皇（即位前）

中大兄なかのおほえ〔近江宮に天の下知らしめしし天皇〕の三山の歌一首

高山波 雲根火雄男志等 耳梨與 相諍競伎 神代從 如此尔有良之 古昔
 母 然尔有許曾 虚蟬毛 孺乎 相格良思吉
 香具山かぐやまは 畝傍うねびををしと 耳成みみなしと 相あらそひき 神代かむよより かくにあるら
 し 古も 然にいにしへあれこそ うつせみも 妻しかを あらそふらしき

【訳】香具山は畝傍山を男らしい者として古い恋仲の耳成山と争った。神代から、こうであるらしい。昔もそうだからこそ、現実にも、愛する者を争うらしい。



14■参考・『万葉集』 飛鳥の神なび山

三諸の^{みもろ} 神奈備山に^{かむなび} 五百枝さし^{いほえ} しじに生ひたる つがの木の いや継ぎ
 継ぎに 玉かづら 絶ゆることなく ありつつも 止まず通はむ 明日香の
 古き都は … (巻3・324 神岳に登りて山部宿禰赤人の作れる歌一首)
 ますらをの 出で立ち向かふ 故郷の^{ふるさと} 神奈備山に … (巻10・1937 夏雑歌)
 …神奈備の 三諸の山は 春されば 春霞立ち 秋行けば 紅^{くれなゐ} にほふ 神奈
 備の 三諸の神の 帯にせる 明日香の川の… (巻13・3227)
 …うまさけを 神奈備山の 帯にせる 明日香の川の… (巻13・3266)

15■『万葉集』 卷1・52 藤原宮の御井の歌

やすみしし わご大君 高照らす^{たかて} 日の御子^{ひの} 荒たへの 藤井が原に^{あら}
 大御門^{おほみかど} 始めたまひて 埴安の^{はにやす} 堤の上に^{つつみ} あり立たし 見したまへば 大
 和の 青香具山^{みづやま}は 日の経^{たて}の 大き御門に^{みかど} 春山と しみさび立てり 畝傍^{うねび}
 の この瑞山^{みづやま}は 日の緯^{ぬき}の 大き御門に 瑞山と 山さびいます 耳成^{みみなし}の
 青菅山は 背面^{そとも}の 大き御門に よろしなへ 神さび立てり 名くはしき
 吉野の山は 影面^{かげとも}の 大き御門ゆ 雲居にそ 遠くありける 高知るや 天
 の御蔭^{みかげ} 天知るや 日の御蔭^{みかげ}の 水こそば 常にあらめ 御井の清水

【訳】あまねく国土をお治めになる大君、高く輝く日の御子。荒布の藤井の原に新しい朝廷をお作りになって、埴安の池の堤の上にいつもお立ちになって御覧になると、大和の青々とした香具山は、東の御門に向かって、春の山として繁茂した姿を見せている。畝傍の瑞々しい山は、西の御門に対して、瑞祥としての山の姿を見せている。耳成の青菅にかこまれた山は、北の御門の前に、恰好の形をもって神々しくそびえている。その名も美しい吉野の山は、南の御門から遠く雲のかなたにある。高々と統治なさるこの大殿、天高く支配なさる日の大宮よ、その水こそは永久にあるだろう。御井の清水よ。



3 本居宣長と『万葉集』、飛鳥・藤原

16■佐佐木信綱「萬葉研究の歴史」（『萬葉五十年』昭和十九年 八雲書店）

古点 ^{みなものしたごう}源 順 ら（同時に共同） 951 年

次点 藤原道長～^{けんしょう}顯昭（次々に追加）

新点 ^{せんがく}仙覚 『萬葉集註釈』（仙覚抄）1269 年

※〔慶長元和年間〕 活字無訓本・活字付訓本→寛永版本 1643 年

^{けいちゅう}契沖 『萬葉代匠記』1687／1690 年

^{かだのあずまろ}荷田春満「萬葉集僻案抄」1730 年前後

^{かものまぶち}賀茂真淵 『萬葉考』 1760 年

^{もとおりのりなが}本居宣長『萬葉集玉の小琴』1779 年

^{たちばな}橘（^{ちかげ}加藤）^{りやくげ}千蔭『萬葉集略解』1800 年

17■本居宣長（1730～1801）と『万葉集』 年表

（『令和版本居宣長の不思議』 本居宣長記念館 2022 年ほか参照）

1752 年 3 月 上京、^{ほりけいざん}堀景山に入門 契沖『百人一首改観抄』

1756 年 10 月 寛永版本『万葉集』購入

1757 年 松坂に戻る 賀茂真淵『冠辞考』

1761 年 5 月 『万葉集』の講釈（～1773）

1763 年 5 月 賀茂真淵と対面（「松坂の一夜」）、12 月入門

1772 年 3 月 5 日～14 日 吉野・飛鳥に旅行 『菅笠日記』

1775 年 10 月 『万葉集』の会読（～1786～）

18■本居宣長と万葉集研究

宣長の『萬葉集』研究は、著述としては完成を見るに至らなかったが、没年まで遂に宣長の目を離れることはなかったのである。

（大久保正『本居宣長全集』6 解題 筑摩書房 1970 年）

19■^{しゅたくぼん}手沢本『万葉集』（本居宣長記念館蔵）

（千葉真也「万葉和歌集」の項 『本居宣長事典』東京堂出版 2001 年）

（真淵との）質疑応答、さらに後の『万葉集玉の小琴』の宣長説の多くがこの手沢本の『万葉集』に書き込まれており、宣長の万葉研究を探究すべき随一の資料である。…もっぱら訓詁注釈の方面で注目すべき達成を示すこととなり、著作としては『万葉集玉の小琴』に結実する。

20 ■ 『菅笠日記』と『万葉集』

(1) ことし明和の九年といふとし。いかなるよき年にかあるらむ。よき人のよく見て。よしといひおきける。吉野の花見にと思ひたつ。**【万葉一に「よき人のよしとよく見てよしといひし吉野よく見よよき人よく見つ」(上 1 オ 3/5)**

(2) 藤原といふも。すなはちこの大原の事也といふは。さも有りぬべし。されど持統天皇の藤原の宮と申すは。こゝにあらず。そは香山のあたりなりし事。万葉の哥どもにてしられたり。かねては。この大原といふ里。かぐ山のちかき所に有て。藤原宮も。そこならんところと思ひしか。今来て見れば。かぐ山とははるかにへだゝりて。思ひしにたがへれば。いといとおぼつかないけれど。なほ藤原の里は。この大原の事にて。宮の藤原は。べちにかの香山のあたりにぞありけんかし。(下 12 ウ 3/11)

(3) この峯に。龍王の社とて。ちひさきほこらのあるまへに。いと大きな松の木。かれて朽のこれるがたてる下に。しばしやすみて。かれいひなどくひつゝ。よもの山々里々をうち見やりたるけしき。いはんかたなくおもしろきに。「のぼりたち国見をすれば国原はなど。**【万葉一長哥「とりよろふ天のかぐ山のぼりたち国見をすれば国原はけぶり立こめうなはらは云々」**(下 17 オ 3/11)

(4) さて西へ行て。別所村といふに。大宮と申す御社あり。高市社はこれ也ときゝおきしかば。たづねてまうづ。香山のすこし西也。今はこの北なる高殿村といふ所の神也とぞ。この御社の西の方にも池あり。持統天皇の藤原宮と申せしは。このわたりにぞ有けん。今高殿などいふ里の名も。さるよしにやあらん。(下 20 ウ 3/11)

(5) 久米の里にて。久米寺あり。今もよろしき寺也。されど古の所はこの西にて。こゝはそのかみ塔のありし跡なりと。法師はいひつ。うねび山。北の方にまちかく見ゆ。ふる言思ひ出られて。

玉だすきうねびの山はみづ山と今もやまとに山さびいます。**【万葉一長哥に「うねびの此みづ山は日のよこの大御門にみづ山と山さびいます云々」**(下 25 オ 3/12)

引用は版本に基づき、本居宣長記念館「本居宣長著作原文資料」等を参照した。

https://www.norinagakinenkan.com/norinaga/shiryo/sugakasa_hon.html

22■橋本雅之「本居宣長の和一大『菅笠日記』と『古事記伝』（プレ万葉の旅として）一」（『万葉古代学研究所年報』第4号 2006年3月）

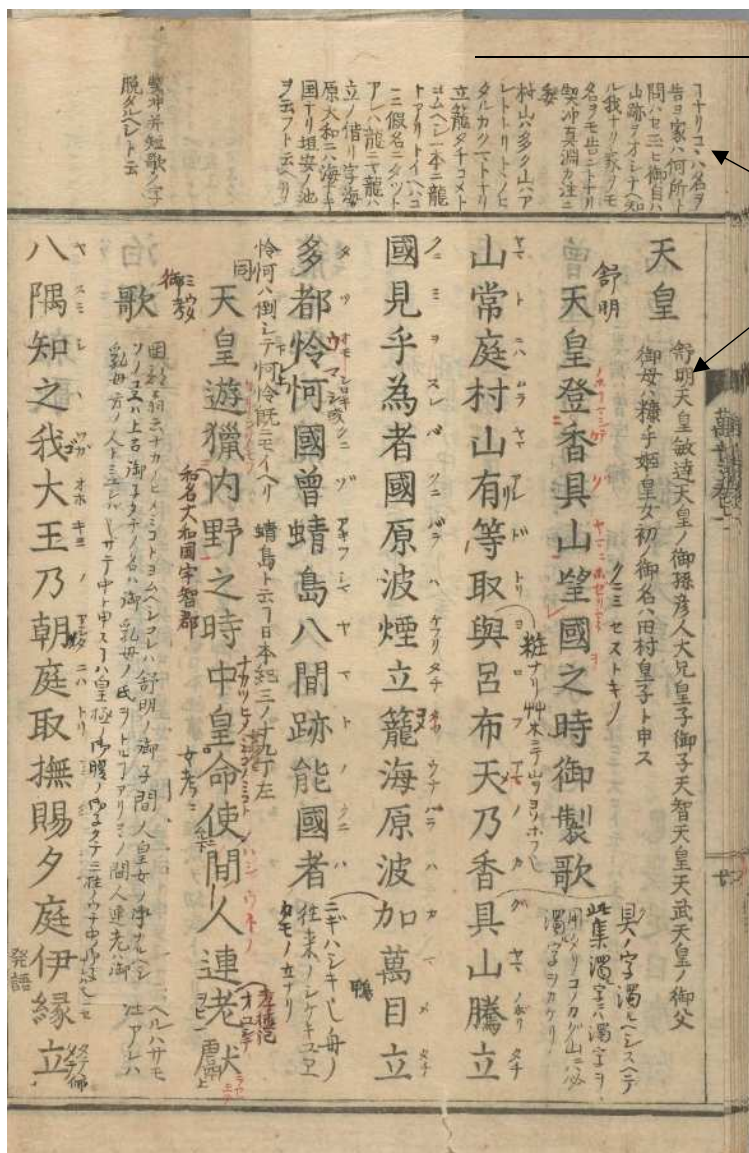
『菅笠日記』に引用される万葉歌16首から、地名についての意識を分析。

「菅笠日記の記述は、『万葉集』の故地そのものを突き止めようという立場で考えられた内容ではない。しかし、そこにはすでに近代の万葉地理研究に通底する視点が提示されていることはやはり注目してよいだろう。」

4 『万葉集』 飛鳥・藤原の時代から令和へ

22■奈良県立万葉文化館蔵『万葉集傍注』（版本）

积恵岳『万葉集傍注』（1789刊）に、堀口光重（1777～1839、宣長の門人）が本居宣長・本居大平・殿村安守の書入本を写し入れたもの。1799年奥書。



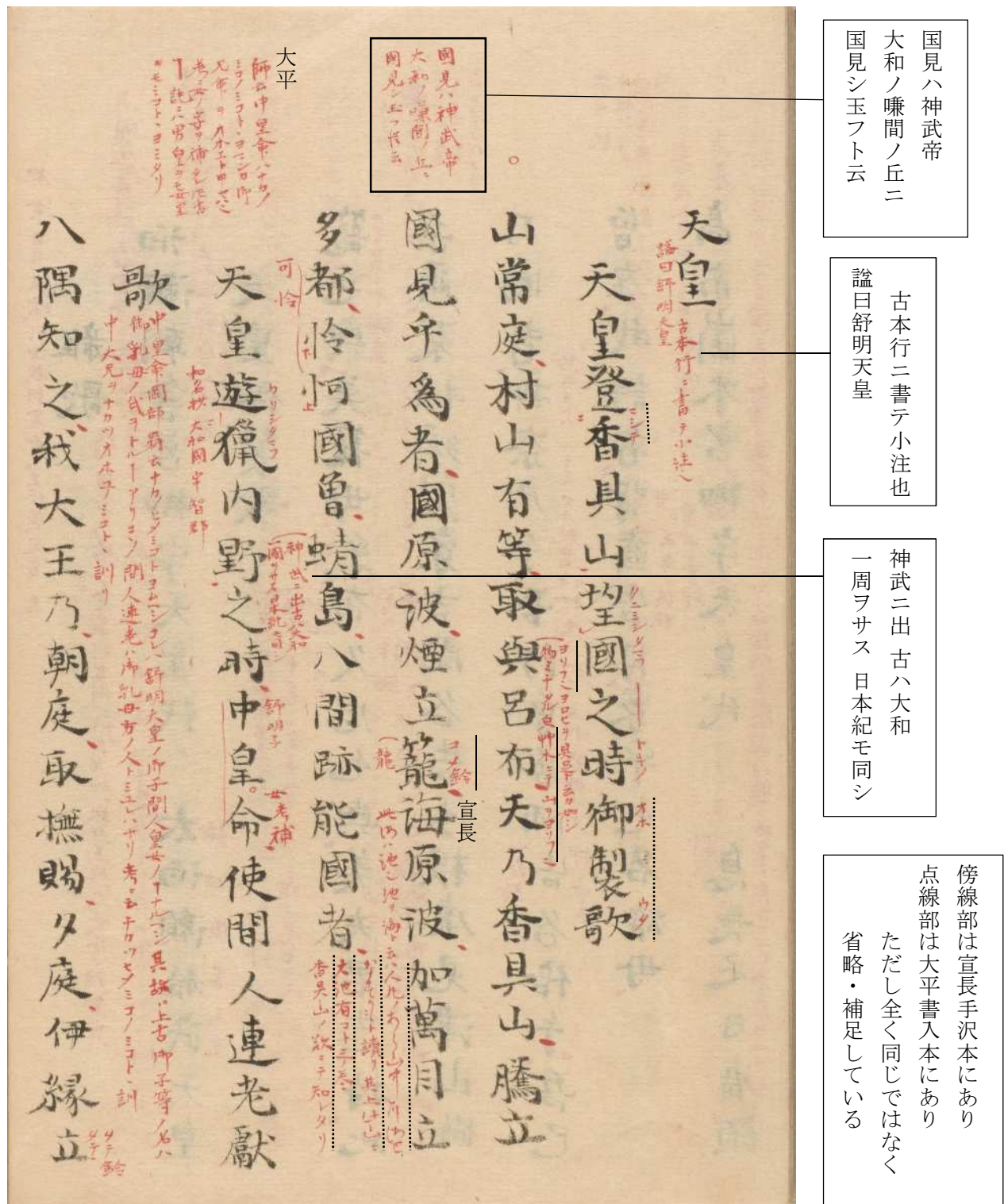
【貼紙あり】**怜**（**ナ**十可）ハ集中ニ処々アルミナ（**ナ**十可）**怜**トアレバココモ下上ニ改ムヘシ サテ（**ナ**十可）ノ字ハ諸ノ字書ニ見エズ ナキ字也 日本紀ニ処々アルハミナ可**怜**ト書リ コレ正シカルベシ エヲ可愛ト書ク例也 然ルニ万葉集中ニ処々アルハミナ（**ナ**十可）ニ作レリ コレハ此方ニテトヲ加ヘテ書ナラヘルモノナルヘシ

版本『万葉集傍注』のもともとの注

3行目（ヨロフの右）粧フ也 草木ニテ山ヲヨソホフ也
3行目（カグヤマの右）具ノ字濁ルベシスベテ此集濁ル字ニハ濁字ヲ用タリコノカグ山ニハ必濁ル字ヲカケリ
4行目（カマメの左）
*「鴨」（宣長・大平なし）
ニギハシキ也 往来シゲキユエカモノタツ也

23 ■ 奈良県立万葉文化館蔵『万葉集卷第一』（写本）

奥書部分がないが加納諸平(1806～57 本居大平の門人)による写・書入と推定。



拙稿「奈良県立万葉文化館蔵『萬葉集卷第一』から見る加納諸平の万葉集研究」(『万葉古代学研究年報』第 19 号 2020 年 3 月)、「奈良県立万葉文化館蔵古典籍に見る近世国学者の万葉集研究」(『万葉古代学研究年報』第 20 号 2021 年 3 月)

中・近世の伊勢神宮信仰と齋宮の位置づけについて

齋宮歴史博物館 榎村寛之

はじめに

○本来、伊勢神宮は、「皇族女性が天皇に代わって仕える特別な神社」で、齋王こそが伊勢神宮の価値そのものだった(齋王は宮司・禰宜以下の伊勢神宮の祭祀体制とは全く別の存在)
・平安時代以来、神祇官を掌握した大中臣氏が「祭主」(令外官)として神宮の総合窓口となり、大神宮司はその下部機構的になる

・平安後期(12世紀前半頃)以降、御厨(要するに神宮領荘園)の形成により、宮司・禰宜(内宮荒木田氏・外宮度会氏)が実力を付ける、一方、祭主も伊勢に土着して武家のような居館を構える(15世紀半ばまで)=伊勢神宮は独立した地域勢力=宗教的権門として自立の道を歩み始める。

1 変容する齋宮(鎌倉時代文学から)

◎「とはずがたり」と「我が身にたどる姫君」

・・・・源平合戦期に齋宮は15年間中断

西行「いつかまたいつきのみやのいつかれてしめのうちにやちりを払はむ」

○承久の乱(1221)の後、賀茂齋院の廃絶=齋王イメージの空洞化

・「とはずかたり」(自伝文学)=著者「後深草院二条」の多情な半生から女西行を志すまでの回顧録。最初の恋人でもある後深草上皇(彼は齋王を置かなかった最初の天皇でもある)を手引きして元齋王愷子内親王(異母妹)に通わせる話を露骨に記す

・「我が身にたどる姫君」(擬古物語)=主人公の一人である女帝と対比的に描かれる、異母姉妹で同性愛者の「狂(たはぶれ)齋宮」が登場。

○鎌倉時代には伊勢齋宮の相対化が進む=齋宮に対するタブー意識の変質

◎通海の聞いた事

・通海(1230頃～1305?)『大神宮参詣記』(通海参詣記)は鎌倉時代後期の紀行文。通海は神宮祭主大中臣隆通の子で、僧となり、神宮参詣の記録を残す。

・齋王は伊勢大神の後宮であり大神は蛇体で齋王のもとに通う。通った翌朝には齋王の床の下に鱗が一枚落ちている。

・通海は、俗(神職らしい姿をした人)云として、「このことはよく尋ねられるが、はなはだ不実、つまり全く正しくない」と言わせているが、「人ツネニ尋申」とあり、かなり有名な噂だったらしい。

○通海と話した相手

・イメージとしては、両部神道的な言説を否定したい「豊受大神宮」の関係者(後述する伊勢神道の創始者と言われる度會家行あたりが想定できる)

・通海自体は「和光同塵」=天台宗的な考え方の僧侶

◎「齋宮女御」の変質

○『大鳥大神宮并神鳳寺縁起帳』(鎌倉時代)では、弘法大師の言として「垂仁天皇の時代に齋宮女御を別御室で祝い奉り、天照大神が俗の御冠装束姿で入り、三枚の鱗を落とす。この鱗は大唐櫃に入れており、これが満杯になると世の中が滅ぶ」と伝える。

・本来、齋宮女御とは朱雀朝の齋王で村上天皇の女御、徽子女王(929~985)のこと→「齋宮」が伊勢大神の「女御」という誤認

・伊勢大神を蛇で「男神として顕れる」とする思想

・伊勢と出雲が胎蔵界と金剛界曼荼羅に対応と説く=両部神道(真言宗系の神道、神宮の内外宮を陰陽二元論で説く)系の信仰

○御伽草子『花鳥風月』(室町時代後期成立?)

さていせさいくうの御事はいかにあら古ともかたしけなやもんとくてんのうの第二のみこかたしけなくもいせさい宮の**女御**にてにてはたらせ給ひしをちゃうくはん十年になりひら(『奈良絵本絵巻集』第三巻 掲載本 16世紀?)

さていせさい宮の御事はあな事もかたしけなやもんとく天わうたいこの御むすめ

かたしけなくもいせさい宮のねうこにてわたらせたまいしをちゃうかん十ねん、なりひら

(慶応大学図書館所蔵本 16世紀?)

・・・いずれも『伊勢物語』の齋王(文徳天皇皇女恬子内親王のことを「齋宮女御」と書いている)=齋宮女御は個人ではなく、齋王そのものを指すと誤認されている。

○齋宮の廃絶

・亀山朝の愷子内親王を最後に齋王は選ばれても伊勢に来なくなる

・後醍醐朝の祥子内親王を最後に齋王は選ばれなくなる(鎌倉幕府の滅亡と建武政権の倒壊)

・南北朝期にはまだ齋王を置く気持ちはあった(北朝の『一代記』史料には「齋王」の枠が空欄である)⇒南北朝合一とともに無くなる=足利義満の参宮がとどめを刺した?

2 中世神道と齋宮

◎メタ化される中世伊勢神宮理解

○両部神道の意識

・仏教忌避は国生み段階の「嘘」に始まる=伊勢神宮は嘘をついて第六天魔王から仏法を守った神

・内宮・外宮は両界曼荼羅に対応する=伊勢神宮は密教で説明できる

・聖武天皇や橘諸兄や行基や空海が神宮を参詣していた

◎伊勢神宮認識の多様化(『長寛勘文』の示すもの)

・『長寛勘文』=1164年頃に作られた伊勢・熊野同体論についての調査報告書

熊野にイザナミノミコトが葬られたという『日本書紀』神代卷第五段第五の一書の一人歩

き=院政期における熊野信仰の隆盛と関係

- ・鎌倉時代の神宮メタ化の前提=神宮についての多様な考え方(秘訣)の発生

◎伊勢神道(度會神道)とは何か=両部神道の陰陽二元論を利用して、内外宮同等を主張した神道思想

- ・『皇字沙汰文』の衝撃=豊受「皇」大神宮の証拠書類としての『神道五部書』
- ・『倭姫命世記』の成立と変容する齋宮伝承

○伊勢神道の意識

・外宮(豊受大神)は実は天御中主命、伊勢神宮成立以前の崇神朝に豊鋤入姫命(最初に宮中から天照大神を出したと『日本書紀』に出てくる崇神皇女)と丹後で逢っている
=内宮相対化を目的とした『日本書紀』の読み替え→元伊勢伝承につながり、現在にまで影響力を持つ

・謎の「宮子内親王」=継体朝に、度会氏の娘が第八代齋王となった(『二所大神宮例文』『齋宮記』)=内宮の「大物忌」が倭姫命の代理として初代内宮禰宜の娘が務めたとする『皇大神宮儀式帳』に対抗する思想

◎現実の齋宮とは離れて、神宮内でも齋王の伝説化が進んでいる

3 変容する伊勢神宮認識

○両部神道と伊勢神道=陰陽五行説による神宮説明と、第六天魔王約諾神話(伊勢神宮は嘘をつく神〔御成敗式目〕)

・朝熊山金剛証寺=内外宮の神官も関わる経塚の造営(12世紀中盤)と虚空蔵信仰を持つ真言宗寺院(現在は臨済宗)=山岳修験者が伊勢神宮を案内する体制が室町時代に形成される

- ・修験と伊勢神宮と陰陽道=両部神道の実行的主体
- ・内宮と外宮が同等、という陰陽二元思想を生かしながら、仏教とは切り離して「神道」という自立を図ろうとする外宮神官→伊勢神道の形成(13世紀)

- ・『倭姫命世記』の文末

「天照大神は日月と共にして寓内(あめがした)に照らし臨み給へり。豊受大神は天地と共にして、国家を守り幸ひ給えり。故れ即(とき)の天皇の御宇に、二柱の靈尊(おおみかみ)と神風の地を訪(と)ひ、重浪の国を尋ねて、天降り鎮まり坐しまし給へり。凡そ伊勢二所皇大神宮は即ち伊弉諾・伊弉冉尊の崇めたまふ神、宗廟社稷の神、惟れ群神の宗、惟れ百王の祖也。尊く二つと無し。自余の諸の神は、乃ち子乃ち臣なり。孰か能へて抗(たくら)べんや」

アマテラス・トヨスキ同等論と内外宮は特別偉い論

「吾れ聞く。大日本国は神国なり。神明の加被に依りて、国家の安全を得。国家の尊崇に依りて、神明の靈威を増す。肆(かるがにへ)」に神を祭る礼、神主・祝部を以て其の齋り主と為す。玆に因りて、大若子命・弟若子命(伊勢国造の祖先とされる神的人物)、同じく殿の内に侍ひて、善く防ぐ護り爲して、国家を祈り奉れらば、宝祚の隆へんこと、当に天壤(あめつち)と窮り無かるべし。また聞く、それ悉地(しっち 密教で、修法によって得られる悟

り)は則ち心より生ず。意は則ち信心より顕る。神明の利益を蒙る事は、信力の厚薄(厚いか薄いか)に依るとなり。天下四方の人夫(おんたから)等に至るまで、齋(まつ)り敬ひ奉れ。」

天下の人々に神宮への信心を説くのが特徴。

◎『倭姫命世記』で、外宮神道が齋宮を全くとりあげていないことに注意

- ・ 齋王から離れていく伊勢神宮

齋宮は古典文学の中で語られる「遺蹟」=足利義満・義持らが齋宮跡を訪れる

齋宮を飛ばす伊勢参宮案内(外宮・内宮・朝熊山・富士山)

- ・ 室町後期には伊勢神道は衰退

さらに時代は変わっていく

4 江戸時代の「齋宮」

- ・ 伊勢神宮直轄領となる齋宮村

- ・ 『伊勢参宮名所図会』への登場=古典文学でおなじみの齋宮はここ

- ・ 神宮の神仏分離=修験者の案内の排斥・外宮に隣接した世義寺の移転など

○出口延経・延佳の功績=儒教的な神道(道德神道)としての伊勢神道の再生

- ・ 「宮子内親王」の復活=出口(度会)家の祖先として

- ・ ・ ・ 承応元年(1652)、度会氏の祖先神を祀る「田上大水神社」が再興され、宮子内親王も合わせて祀られる

出口延佳(1615-1690)の時代の話=伊勢神道復活(日常道德を説く伊勢神道)とも関連するか?

- ・ 江戸後期に作られたと見られる『古今貞女美人鑑』という変わり番付に「八代目のいつき 渡会宮子」として東前頭 19 枚目に登場(実在の齋王井上内親王=井上皇后より上、齋宮女御も大来皇女もランクインしていない)

○国学と齋宮=資料精査の始まり=御巫清直・藺田守良と齋部富嗣=神宮関係者は実証主義、齋宮に関する偽史も作られる

○齋宮に関わる地域伝承=『神三郡参詣記』より

- ・ ・ ・ 地域における齋宮顕彰の動き⇒近代の顕彰運動から 1970 年の発掘調査開始へと至る

おわりに～その後の齋宮～

○近代になると天皇関係史跡としての齋宮に比重

- ・ 戦後は古典文学の地というニュアンス

- ・ 発掘調査により、具体的な齋宮イメージがわかってきたのはこの 50 年ほど

語り遺した話題

陰陽道・牛頭天王信仰と伊勢地域と伊勢神宮

近世以後の幽と顯をめぐって

—伊勢・出雲・大和—

敢不從命乎吾所治顯露事者皇孫當治吾
將退治幽事乃薦岐神於二神曰是當代我

古代出雲歴史博物館
品川 知彦

幽と顯

『日本書紀』神代下 第九段の一書第二 国譲り
(出雲大社の創建) 神話に出てくる用語

オオクヌヌシがこれまで治めていたこの地の支配
(顯露) を天孫に譲るかわりに、目に見えない世界
(神々の世界・幽事〈神事〉) を治める

幽事・神事 (かくれたること・かみのこと)

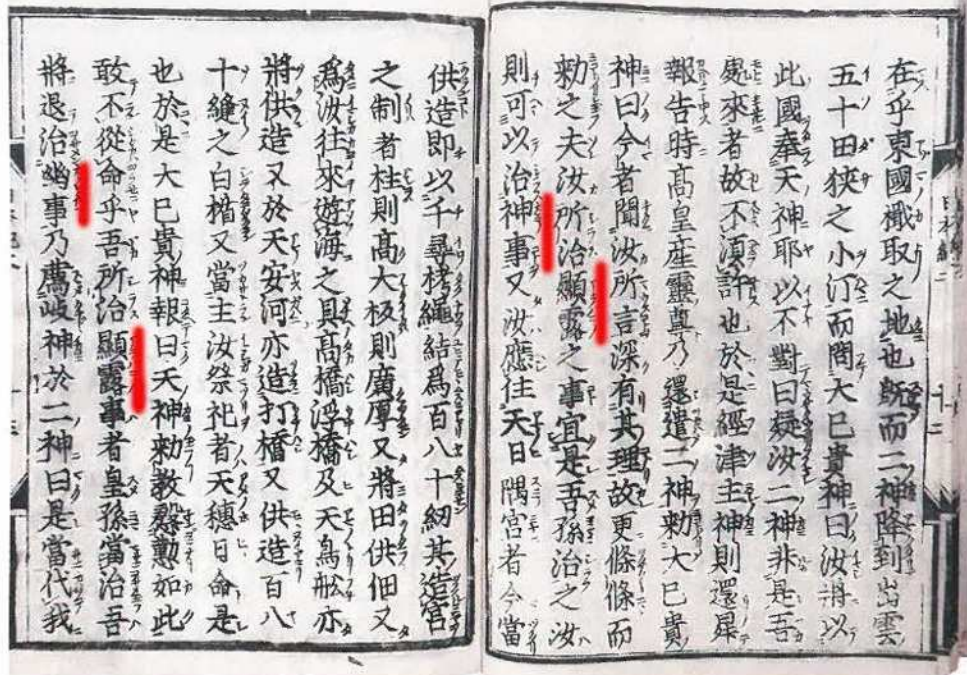
→目に見えない世界 (神々の世界)

顯露 (あらは)

→目に見える世界

現実世界を治める天皇が所在する大和と見えない世界をおさめる出雲大社が鎮座する出雲、という古代の(神話的な)認識





天神、經津主神・武甕槌神を遣して、葦原中国を平定（しず）めしむ。（中略）既にして二の神、出雲の五十田（いたさ）の小汀に降りて、大己貴神に問ひて曰はく、「汝、將に此の国を以て、天神に奉らむや以不（いな）や」とのたまふ。對へて曰はく、「疑ふ、汝二の神は、是吾が處に來させるに非ざるか。故、許さず」と。是に、經津主神、則ち還り昇りて報告す。時に高皇產靈尊、乃ち二の神を還し遣して、大己貴神に勅して曰はく、「今、汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、更に、條にして勅したまふ。夫それ汝が治す顯露の事は、是吾孫治すべし。汝は以て神事を治すべし。又汝が住むべき天日隅宮は、今供造（つく）りまつらむこと、即ち千尋の楮繩を以て、結ひて百八十紐（ももむすびあまりやそむすび）にせむ。其の宮を造る制は、柱は高く大（ふと）し。板は広く厚くせむ。又田供佃らむ。（中略）又汝が祭祀を主らむは、天穗日命、是なり」とのたまふ。是に、大己貴神報へて曰さく、「天神の勅教、如此懇懇（ねむごろ）なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治す顯露の事は、皇孫當に治めたまふべし。吾は退さりて幽事を治めむ」とまうす。乃ち岐神（ふなとのかみ）を二の神に薦めて曰さく、「是、當に我に代りて從へ奉るべし。吾、將に此より避去りなむ」とまうして躬に瑞の八坂瓊を被ひて、長（とこしへ）に隠れましき。（中略）是の時に、帰順ふ首渠は、大物主神及び事代主神なり。乃ち八十萬を天高市に合めて、帥めて天に昇りて、其の誠款（まこと）の至を陳す。時に高皇產靈尊、大物主神に勅すらく「汝若し国神を以て妻とせば、吾猶汝を疎き心有りと謂はむ。故、今吾が女三穗津姫を以て、汝に配せて妻とせむ。八十萬神を領めて、永に皇孫の為に護り奉れ」とのたまひて、乃ち還り降らしむ。

現在の出雲大社に神々が集う理由

→オオクニヌシが幽を治めている故に、神々は目に見えない
様々な縁を結ぶために集う

明治初年の祭神論争

教化活動（敬神・愛国など道徳的な国民教化を神道を中心を行
おうとした）を行う大・中・小の教院、後には神道事務局の祭
壇に造化三神・アマテラスとともに、死後の世界を含む幽を支
えるオオクニヌシを表明合祀するよう求めたもの

→出雲大社宮司の千家尊福、平田鉄胤、本居豊穎ら出雲派と伊
勢神宮大宮司の田中頼庸ら伊勢派との間の論争

→出雲から見れば。幽を支配する神格？ 幽に死後の世界は含
む？・・・約言すれば幽顕をめぐる論争

幽顕は、出雲大社にとって重要な問題であり、また出雲と伊
勢、出雲と大和との関係を考える上でも重要な問題を孕んで
いる、とも言えよう。

古代の（神話的）認識 - 出雲と大和 -

出雲国造神賀詞奏上儀礼

新国造が就任した時や天皇の即位や都が移った時など国家にとってめでた
いときなどに、出雲国造が都にのぼり天皇に対する長寿と国家の安寧を祈つ
た祝詞を奏上

（森田喜久男「天皇の前で語られた神話-出雲国造神賀詞奏上儀礼」）

史料上の初見は霊亀2年（716）

『延喜式』巻8（延長5年〈927〉成立）

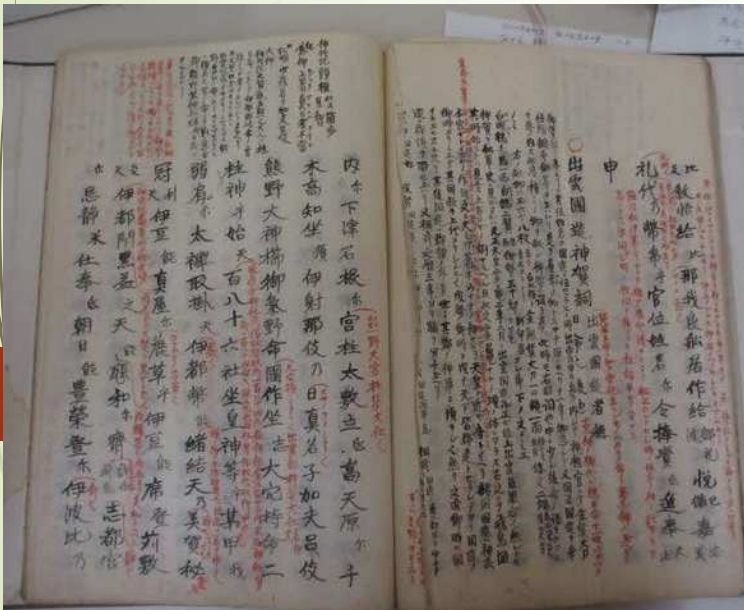
天皇命の大御世を、手長^{（たなが）}の大御世と齋ふと・・・

（アメノホヒ・アメノヒナトリがタカミムスヒの命により天降り、オオナムチを媚び
鎮めた・・・国譲りがなされた）

（オオナムチは）己の命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛
瓊玉^{（くしみかたま）}命と名を称えて、大御和の神奈備に坐せ（3柱の御子神を）

皇孫の命の近き守り神と奉り置きて（葛城、雲梯、飛鳥に鎮座させ、自分は杵
築宮に鎮る）汝天穗比命は、天皇命の手長の大御世を、堅石^{（かちわ）}に常石
にいわい奉り

→オオナムチ（オオクヌシ）は大和の天皇の政（顕）を幽から護祐



これは出雲側の主張であったかもしれないが、奏上儀礼が少なくとも天長10年(833)まで行われていること、先の『日本書紀』第九段一書第二でオオモノヌシに対して「八十萬神を領めて、永に皇孫の為に護り奉れ」とのタカミムスヒの神勅がなされていることからすれば、当時、このような神話的な認識が共有されていたと考えることができる。

幽と顕

本居宣長(1730-1801)

『古事記伝』(古事記の注釈書)

巻14「大国主ノ神国避の段」

顕露・・・「朝廷の万の御政（みわざ）にて、現人（うつしびと）の顕に行ふ事」

幽事（神事）・・・「顕に目にも見えず、誰為（たがな）すともなく、神の為したまふ政（わざ）」

オオナムチ（オオクヌシ）が神事を掌る
= 天皇の大政を幽かに助ける



平田篤胤（1776-1843） 『霊の真柱』（1813）

死後の霊魂の安定（しずまり）を明確にするために記されたもの。

本居の幽顕の規定について、そのまま肯定した上で

さて顕明（あらわに）事と幽冥（かみ）事との差別を熟想ふに、凡人（ただひと）も如此生て現世（うつしよ）に在るほどは、顕明事にて、天皇命の御民とあるを、死ては、その魂やがて神にて（中略）いはゆる幽冥に帰（おもむ）けるなれば、さては、その冥府を掌り治めす大神は、大国主神に坐せば、彼神に帰命（まつろ）ひ奉り、その御制（みおきて）を承け賜はることなり。

冥府と云ふは、此顕国をおきて、別に一处あるにもあらず、直ちにこの顕国の内、いづこにも有なれども、幽冥（ほのか）にして、現世（うつしよ）とは隔たり見えず。（中略）冥府よりは、人のしわざのよく見ゆめるを（中略）顕世よりは、その幽冥を見ることあわはず。

幽に死後の世界を加え、それも含めてオオクニヌシが掌るとする。

死後の霊魂の行方

宣長・・・思いの強さによってこの世に留まる霊があるが・・・
（山室山の奥墓 ここを墓地と定めた）
（今よりは はかなき身とは なげかじよ
千世のすみかを もとめ得つれば）
基本的には世界の下方にある暗くきたなき豫美国
人の死は泣き悲しむ他はない（→生（此世）が重要）

篤胤・・・社・祠もしくは墓の上に鎮まる
→したがって宣長の魂は山室山に鎮まっている



平田篤胤『古史伝』(1812-1825)
自ら撰した神代史「古史成文」の注解書

この世は仮のものであり、オオクヌシが治める幽こそが人間の
本世であり、オオクヌシにより死後の人間の魂の判断がな
される

十月の出雲大社の神集いにおいて、オオクヌシによって人間の善
悪の判断がなされる。

十一日より大社へ参たまひ、十五日に、大社にて、天下の諸神の邪正、また人間の
善悪を別ち給ひ（後略）

出雲大社における幽・顯

佐草自清(1616-1695) 出雲大社の寛文の造営を主導
『出雲水青随筆』元禄7(1694)

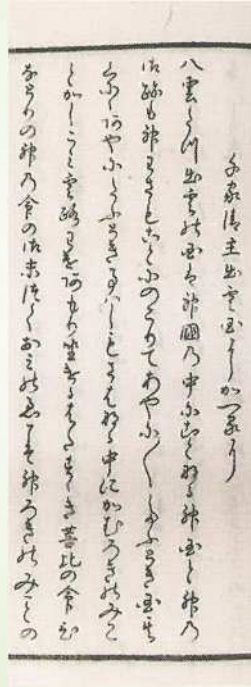
- ・第九段一書第二の引用（及び垂仁天皇二十五年の記載）
- ・出雲が神国中の神国とされる理由として、神事を治めている
オオナムチが鎮座していることを挙げる→十月の神集いがある

佐々誠正 豊後・筑後国を担当した御師
『大社幽冥誌』安永2(1773)

- ・顯・・・天下国家を平治する政務
- ・幽・・・神祇を祭祀し天下安寧を祈る
→人事の能わざること 像に顯れざること
国譲りによりオオナムチは幽の神事を守護
→オオナムチ・・・顯では明らかにされなかった人の罪・悪行を賞罰

千家俊信（1764-1831）

国造千家俊勝の次男・本居宣長の弟子（寛政4年〈1792〉弟子入り）



鈴屋集「千家清主出雲国にかへるに」
寛政6年〈1796年〉

八雲たつ 出雲の国は 神国の
中にことなる 神国と・・・

千家俊信『梅之舎三箇條』

（森田康之介「史料紹介・梅の舎三箇條」『神道学』85、昭和50年）

顕・・・天皇が治める政治

幽・・・人の生死や季節の移り変わりなど、誰がなすともなしに
万事がなること

出雲大神がこれを治めている

→基本的に師の本居宣長と同様の規定

しかし・・・

・顕の罪に漏れた人の罪は出雲大神により幽の罪として罰せられ、
変病・災いに会う（→本居にはない考え方）

佐々にも幽におけるオオナムチによる賞罰という視点があり、
これは、出雲大社において徐々に形成されたきたもの。

死者の魂・・・家に留まり子孫を守護

アマテラスの伝えた政事を守るなど善事を行い、
死後には霊を家に留めて子孫を守護し、アマテラ
スの所為を助けるという信念を持つ

（想いの強さによってこの世に残る魂がある、という部分
は本居に共通）

さもないと地下根底にある穢き国、黄泉国にいく
「大御神ノ御政事ニ背テ御仕置」が「自然ノ神ノ御所為」
によってなされる。

詳細は不明だが、「自然ノ神ノ御所為」による「御仕置」があり、死後、
黄泉国にいく魂がある。

→神による死後の人間の魂の賞罰という視点の萌芽を見ることができる。

千家尊福（1845-1918）

出雲国造・出雲大社宮司(明治5年〈1872〉1月)

貴族院議員・埼玉県知事・・・

1月1日の作詞



「出雲大社大宮司千家尊福社格之議二付願之件」（明治5年9月 国会図書館蔵）

- ・ オオクヌヌシ・天下経営の功業、幽の主宰、崇敬が伊勢神宮に並ぶなどとして出雲大社を諸官社の上位に位置づけることを教部省に請願。
- ・ 死者の魂は幽に帰し、オオクヌヌシが掌る。
- ・ 死者の魂が幽に帰すこと・幽に死後の世界を含むこと
死後の世界を含め、幽をオオクヌヌシが掌ること（←平田篤胤）
を明確に記したもの
- ・ 祭神論争の端緒となる（藤井貞文『明治国学発生史の研究』）

祭神論争の前提としての伊勢・出雲・幽・顕

祭神論争

教化活動（敬神・愛国など道徳的な国民教化を神道を中心を行おうとした試み）を行う大・中・小の教院、後には神道事務局の祭壇に造化三神・アマテラスとともに、オオクヌヌシを表明合祀するよう求めたもの

→出雲大社宮司の千家尊福、平田鉄胤、本居豊穎ら出雲派と伊勢神宮大宮司の田中頼庸ら伊勢派との間の論争

→幽を支配する神格？ 幽に死後の世界は含む？ →幽顕をめぐる論争

広義には明治5年から始まり、明治13・14年に論争が激しくなる。

最終的には勅裁によって祭神が決定（→宮中三殿に祀る天神地祇・賢所・皇霊を遙拝）

ここでは、祭神論争の前提としてその論争が激しくなる前、明治13年以前の、伊勢（神宮）と出雲（大社）それぞれが幽顕をどう捉えたか、それぞれの神話理解を含めて紹介したい。

伊勢側：浦田長民(1840-1893)

内宮の御師の家（権禰宜家）に生まれる

明治元年 度会郡大属

明治4年 神祇官・教部省に出仕（御師大麻の廃止など神宮改革）

明治5年7月 神宮小宮司

（明治7年1月 田中頼庸 神宮大宮司）

明治10年 禰宜降格に伴い神宮を辞する

『大道本義』（明治10年1月）

（基本的な立場）

- ・アマテラスを祀るいわば一神教として皇教（神道）を理解
（進化論的宗教論の導入、多神教は野蛮半開の国の宗教と規定）
- ・アマテラスの神勅を重視
- ・本居宣長、平田篤胤の言説を旧教としてこれらの立場に立脚しない。

（神話理解）

- ・アマテラスが宇宙を統御し、神・人の上に君臨、**天地主宰**
（子の中でも靈異が優れているとして天に送り天を治める
天石屋においてタカミムスヒが諸神に解決法を議る
アマテラスが石屋から出ることによって世界は明るさと取り戻し。
邪霊はアマテラスに服する→地の主宰）
- ・スサノヲ 天下を治めるようイザナキ・イザナミに命じられるが
（紀五段一書第六）、**その勅を奉ぜず**、（根）底国に流される
（→後に悔悟して神剣宝剣などの効を立て、底国を主宰）

・オオナムチ（オオクヌヌシ）

国土平定・国土経営はイザナキ・イザナミ、アマテラスの神勅によるものではなく、**負譴者であるスサノヲの命によるもの。**

→**下土の真主ではない。**

→したがってアマテラスの命により天孫降臨があり、皇孫はスサノヲの業をついで下土の真主となる

→アマテラスの神勅を契機に国を皇孫に譲る（天孫に対して忠、その功は大）

→（冒頭で触れた）タカミムスヒの神勅により幽を支配し、皇孫による顕の政治を護祐

（幽・顕）

顕・・・有形の人の目で見ることができる（人が知り得る）世界

幽・・・顕から見て無形の人の目で見ることができない（人が知り得ない）神の世界（←国譲りによる幽顕の分任）

人の魂は幽起源、したがって死後、幽に帰す

幽は産土神の鎮座地にあり、出雲大社が主宰（故に神集い）

但し、出雲大社は幽の小廷、**大廷は根底国・高天原**

オオクヌヌシの幽の支配・・・

・人民**生前**の善悪を把握し、生前の禍福を与える（**生前のみ**）

・死後の靈魂の審判は行われるが、オオクヌヌシではなく天神およびアマテラスによる

・オオクヌヌシは生前の善悪をアマテラスに報告し、帰結の場所（高天原or根底国）についての勅を受け、産土神を通じて靈魂を帰結の場所に送致する。

高天原・・・無窮の永楽 根底国・・・無窮の永苦

（高天原への帰結〈安心論〉）

・三条教憲（敬神愛国など）を守るなど人道を尽くす

・神に奉仕（解除・祭祀・祈祷）

解除を受ければアマテラスの徳によりアマテラスの怒りを免れる

アマテラスへの祈祷（特にアマテラスの尊号を唱念、死の直前でも有効）

アマテラス 天地の主宰

死後の世界を含めた幽を支配、人の死後、魂の善悪の審判を行う

出雲側：千家尊福（を中心）

- (A) (明治5年8月) 千家尊福「出雲大社大宮司千家尊福社格之儀二付願之件」
(『社寺取調類纂』一八五冊所載、国立国会図書館蔵)
- (B) (明治6年9月) 『出雲大社教会仮条約』
(國學院大學日本文化研究所『社寺取調類纂』、平成2年)
- (C) (明治9年5月) 大社教院『出雲大社教會規約』
(島根県立古代出雲歴史博物館蔵)
- (D) (明治10年3月) 千家尊福『教会撮要』
(島根県立古代出雲歴史博物館蔵)
- (E) (明治12年8月) 佐々木幸見・吉川賢筆録『出雲問答』
(島根県立古代出雲歴史博物館蔵)

(基本的立場)

- ・天神の神勅を重視
- ・個人の信仰の自由（信教の自由）を重視
- (神話理解)
- ・造化三神・・・天地万物の起源
- ・アマテラス・・・日球主宰の大神、造化三神とともに無上至尊の大神
- ・スサノヲ・・・イザナキの命により天下を治める筈であったが、イザナミの住む根国に行くことを希望し、イザナキの承諾を得る。暇乞いのため昇天。ウケイの結果、荒ぶる。祓いの結果、和み平ぎて、イザナキの勅に従い、天下を治める。
- ・オオクニヌシ・・・スサノヲの命および天神（カミムスヒ）の勅により天下を経営
「アシハラノシコヲと兄弟となりて、其れ国を作り堅めむ」
(『古事記』)

- ・アマテラスの勅に基づく国譲りを契機に、カミムスヒの勅により幽の主宰
- ・タカミムスヒの勅により、八十万神を率いて皇室を護祐

(幽・顕)

顕・・・人力の及ぶ世界、皇孫が主宰

幽・・・人力の及ばない神の世界

世の治乱吉凶生死禍福に関すること

死後の世界を含む

幽の大政府が出雲大社

オオクヌヌシの幽の支配

この国に祀られる神霊（皇霊・天神を含む←垂仁天皇25年）及び幽に帰行する人魂を支配

『日本書紀』垂仁天皇二十五年

倭姫命、天照大神を以て（中略）伊勢国の渡遇宮に遷しまつる。是の時に、倭大神穗積臣の遠祖大水口宿禰に著（かか）りてたまひて、誨へて曰はく、「太初の時に、期（ちぎ）りて曰はく『天照大神は、ことごとくに天原を治さむ。皇御孫尊は、専に葦原中国の八十魂神を治さむ。我は自ら大地官（おおつちつかさ）を治さむ』とのたまふ。（中略）然るに先皇御間城天皇*神祇を祭祀りたまふと雖も、微細しくは未だ其の源根を探りたまはずして、粗に枝葉に留めためへり。故、其の天皇命短し。是を以て、今汝御孫尊、先皇の不及を悔いて慎み祭ひたまつりたまはば、汝尊の寿命延長く、復天下泰平がむ」とのたまふ。」

*崇神天皇

→倭大神（倭大国魂神）をオオクニヌシの別名と捉え、大地に祀るすべての神霊を主宰すると捉える。（垂仁25年の記載は一書第二とともに、オオクニヌシの幽の支配を根拠づけるものとされる）

（→倭大国魂神をオオナムチ〈オオクニヌシ〉と同一視することは、すでに17世紀末の佐草自清『出雲水青随筆』に見える。

→出雲大社に伝統的な捉え方・・・

(安心論)

- ・人の魂は幽（神）起源
- ・三条教憲を基本に人道を盡くす
- ・造化三神、アマテラス、オオクニヌシ、産土神に毎朝礼拝し
神恩報謝生前生後の祈念
- ・子孫の行為が死後の魂に影響

共通点・相違点

(共通点)

- ・人の魂は神起源、したがって永遠
- ・三条教憲の遵守など倫理的側面の重視
- ・幽には死後の世界が含まれ、人の魂は死後、幽界に帰す。

(相違点)

- ・オオクニヌシの国土支配が神勅に基づくか否か
- ・オオクニヌシの幽の支配が死後の世界を含むか否か
- ・死後の安心を依頼する中心がオオクニヌシがアマテラスか
- ・オオクニヌシは大地に祀られるすべての神霊を支配するか否か
(大地官を祀ることを認めるか否か)

明治13年・14年の祭神論争＝藤井前掲書が多くの史料を紹介しながら詳述
論争とは言っても

- ・出雲派からは平田鉄胤や本居豊穎を含め、先の相違点などを中心に積極的な議論が展開
 - ・一方、伊勢派からは自らの主張や出雲派への反対意見など、積極的な議論は展開しない。オオクニヌシの死後の幽の支配は記紀等に根拠がない（芳村正乗など）という反対、とりわけオオクニヌシが大地官を祀るという点（天神・皇霊がオオクニヌシの支配下）への疑義。（付言するなら、垂仁25年の記述は天皇の寿命に関わっている、地官・・・人間の生死を掌る道教の神という説もある）
- おそらく両者（社）、別のベクトルでの論争であり、論点がかみ合わなかったと思われる



(参考)

明治2年7月	太政官の上に神祇官設置
9月	対キリスト教及び国民教化のため宣教師設置 (「神魂大旨」「神魂演義」)
明治3年1月	大教宣布(祭政一致・惟神之道の宣揚)
明治4年5月	神社は国家の宗祀(公的な位置)
明治4年8月	神祇官→神祇省
明治5年3月	神祇省→教部省(宗教行政全般)
4月	「三条教憲」・神仏合同教化(→大教院の設置)
	仏教側からの反対
明治8年4月	大教院解散(神仏合同教化の中止)、神道としては神道事務局設置(3月)
11月	信教の自由の口達せる
明治10年1月	教部省廃止(→内務省社寺局)
明治13年-14年1月	祭神論争激しくなる
明治14年2月	祭神の勅裁による決定
明治15年1月	神職と教導職の兼務禁止(宗教と祭祀の分離)
	神道大社派(後の出雲大社教)として特立
明治17年	教導職廃止

大教院(明治5年～)から、神道は明治当初の人が守るべき大道ではなく、宗教(諸宗教)の1つと意識されるようになった。

例えば

- ・本居豊穎(祭神論争末の明治13年11月)

神道は「神国国体の命脈」でなければならないが、神仏合同で教化にあたった大教院の時代の神道が「宗教の姿」と誤解されるなど「宗教に陥んことを痛感」したために、政教一体であった神祇官の再興を建議

→神道は諸宗教とは異なるもので、皇国の人が守るべき大道を示したものであるとして祭神の勅裁による決定に同意。

- ・神道事務局による祭神の勅裁の奉請
大教院ヲ設ケ、尋テ神道事務局ヲ建ツルに至リテ、天祖ノ大道、皇家の本教、遂に宗教ト比肩並列セシ以来(後略)。

伊勢

『大道本義』・・・明治11年(1877)8月に毀版

明治10年8月 神宮禰宜 落合直亮 (なおあき)
神道事務局 (神宮支庁東京出張所長) 芳村正秉 (まさもち)

「神道を尊信教とすべき旨建言」

信教の自由論の広がり (キリスト教の拡張) の中でなされた建議書

神道ヲ以テ朝廷ノ尊信教ト名称定メサセラレ、其旨公明ニ告示シ玉ヒ、
人民各自奉ズル所ノ信教ニ至リテハ之ヲ不問ニ置カセラレ、自由ノ権
を与ヘ玉ハズ (後略) (『宗教と国家』、岩波書店、昭和63年)

→ **神道は各自が信仰する信教 (諸宗教) とは次元の異なる朝廷の尊信教
とすべき**

浦田の神道の一神教的な理解を退けた上で、(宗教的進化論の立場では未開の宗教とされる) 多神教 (衆神教) である神道を、国体の命脈に位置づけようとするならば、神道は宗教とは異なる別のもの、例えば人が守るべき大道と位置づけざるを得なかった。諸宗教に対する優位性を維持しようとするならば、それが論理的な帰結であったと思われる。

→ ありきたりの解釈になってしまうが、伊勢派はいわゆる神道非宗教論の立場であったと考えられる。それ故、死後の靈魂の問題や安心論など出雲派から投げかけられた論争には積極的には関わらなかったと考えられる。

- ・ 芳村正秉「教導職而已奉ル神に非ス、天下拳テ恭敬」すべきもの
(明治13年10月)
- ・ (勅裁の奉請) 「惟神ノ大道ハ (中略) 天下ヲ經綸シ宇内ヲ統紀スルノ鴻範ナリ、彼ノ宗旨教義ノ謂ニ非ス」

出雲

逆に、神道が諸宗教の1つとして理解されるようになる中、全国の神道系の諸宗派からなる組織である神道事務局において、幽を支配するオオクニヌシによる死後の魂の救済など安心論を強調する（そのために表名合祀を求める）ことによって、宗教としての神道を深化させようとしたと考えられる。

（信教の自由の重視）

- ・ 神仏合同の大教院時代・ ・ 千家はオオクニヌシの幽の支配は述べるが、死後の靈魂の支配には触れない（明治5年『神教要旨略解』）
- ・ 神道事務局時代・ ・ ・ ・ ・ 明治8年12月より神道系団体共通の教典編纂が企図された
（神道系団体のみ）
千家は当時一定の共通理解のあった、説教師時代の『神魂要義』・『神魂演義』を基本に議論を進めた（藤井前掲書）
 - ・ オオクニヌシにより死後の魂の審判と天あるいは夜見への靈魂の帰結が記されている。

この範囲での主張。靈魂帰結の地や子孫の影響については祭神論争においては余り主張しない。

（勅裁への反対）

「神道事務局ハ官立ニアラスシテ神道教導職の共有所タレハ則ち祭神及事務組織等ハ、官命ヲ以て定ムルを得ス」

明治14年10月

千家尊福講述『大道要義』

明治14年

『葬祭式』

明治15年1月

千家尊福講述『大道問答』

明治17年2月

千家尊福『教旨大要』

- ・ オオクニヌシの審判により、天・地・根のいずれかに死後の魂は帰す
- ・ 靈魂は祖孫其命脉を一貫
- ・ 子孫の行為が靈魂へ影響・賞罰の判断が子孫に及ぶ可能性

祭神論争以後、宗教として活動するように祭神論争以後に靈魂の帰結の場や祖先・子孫の関係などを積極的に主張

ベクトルの違い

あえて言えば

伊勢派・・・神道を治国・行政上の問題と捉えた

出雲派・・・神道を安心上の問題として（神道を宗教として）捉えた

その意味においても、祭神論争も幽と顕の争いであった

そこにおいて、出雲大社においてオオクニヌシの幽の支配の根拠の1つとされ、祭神論争において両者（社）間で少ないながらも想起された教説上の問題となったのはオオクニヌシの別名とされた倭大国魂神が大地官を祀るかどうかであった。

倭大国魂神は大和に鎮座した神であり、その意味において幽と顕をめぐる論争においても出雲と伊勢と並んで重要な位置を占めていたのである。

（参考文献）

藤井貞文『明治国学発生史の研究』、吉川弘文館、1977年

松本滋『本居宣長の思想と心理』、東京大学出版会、1981年

原武史『＜出雲＞という思想』、公人社、1996年

毛利美穂「『日本書紀』垂仁天皇二十五年三月条異伝にみる「大地官」の解釈をめぐる」

『解釈』50-3.4、2004年

武田幸也『祭神論争における「伊勢」と「出雲」』『國學院大學研究開発推進機構紀要』第7号、2015年

岡本正享『千家尊福と出雲振興』、ちくま新書、2019年

森田喜久男「天皇の前で語られた神話-出雲国造神賀詞奏上儀礼」図録『出雲と大和』、2020年

図録『日本書紀と出雲』、古代出雲歴史博物館、2020年

拙稿「『大社幽冥誌』における神徳の弘布」

「補論 千家尊福の幽冥観」『出雲大社の御師と神徳弘布』、古代文化センター、2005年

